

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長

） 殿

国土交通省道路局長

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の
道路占用の取扱いについて

近年、地域において自主的に沿道の街並みに配慮した街灯、ベンチ等を道路上に設置し、道路利用者の利便性の向上や魅力ある街並みの形成を図ろうとする取組みが増加している。また、地方公共団体と地域住民等が一体となってイベントを実施することにより、地域の活性化等に積極的に取り組もうとする事例もみられるところである。

道路環境向上のための自主的な地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の公共的な取組みは、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものであり、道路交通の安全等と調整を図りつつ、適切に行われていくことが望ましいものである。

一方、これら公共的な取組みに要する費用の一部に充当するため、道路空間において広告物を設置することに対する社会的な要請が高まっているが、そのためには、道路交通の安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整等の観点から、当該地域の関係機関における十分な協議検討も必要となる。

そこで、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用について、新たに別紙のとおり取り扱うことを可能としたので、下記事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。

記

- 1 本通知は、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用に関し、道路の構造、交通、景観その他地域の状況に応じ、関係機関の協議等に基づき、道路管理者が弾力的な取扱いを行うことを可能とするものである。

2 本通知に基づき広告物の占有許可を取扱う場合においては、「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占有許可基準について」(昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号)別紙第4(2)、第5、第6(2)後段及び(3)(反射材料式に係る部分を除く。)、第7(3)及び(4)の規定については適用しない。さらに、交通規制により車両の通行が行なわれない道路上に設置する場合であって道路の構造及び交通に支障がないと認められるときは、同通知別紙第4(1)及び(3)(踏切道に係る部分を除く。)、第6(2)前段の規定についても適用しない。

3 本通知は、平成20年4月1日から施行する。ただし、施行の日前の許可に係る占有については、なお従前の例によることができる。

なお、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占有の取扱いについて」(平成19年8月13日付け国道利第7号)は、平成20年4月1日付けで廃止する。

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の
道路占用の取扱いについて

1 趣旨

道路環境向上のための自主的な地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の公共的な取組みは、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものであり、道路交通の安全等と調整を図りつつ、適切に行われていくことが望ましいものである。

一方、これら地域における公共的な取組みに要する費用の一部に充当するため、道路空間において広告物を設置することに対する社会的な要請が高まっているが、そのためには、道路交通の安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整等の観点から、当該地域の関係機関における十分な協議検討も必要となる。

よって、本通知は、これらの観点から、当該地域の関係機関において統一的な取扱いを行うとの合意が形成されたときは、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の占用に関し、当該合意に基づく取扱いを行うことができるよう必要な事項を定めるものである。

2 取扱いの基本

- (1) 本通知において、地域における公共的な取組み（以下「地域活動等」という。）とは、地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会その他地域の活動主体等が行う道路環境の向上その他営利を主目的としない活動又は事業であって、それが行われることにより道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものをいう。具体的には、道路の清掃・美化活動、街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理、地方公共団体と地域住民等が一体となって道路空間において実施するイベント等が想定されるが、地域の状況に応じ、防犯活動等の直接には道路に関しない公共的な活動を含んで差し支えない。
- (2) 本通知は、地域活動等を実施するための一助として広告物の占用が必要な場合の取扱いを定めるものであり、地域活動等が高い公共性を有する一方で、それに要する費用が不足し、そのための費用を捻出する手段が他にないなどの場合に、地域活動等に要する費用の一部に広告料を充当するため道路上に広告物の設置を認めるものであり、取扱いに当たっては、他の道路利用者の理解が十分に得られるよう配慮すること。

なお、地域活動等に要する費用の全てを広告料によりまかなうことは必ずしも本通知の趣旨とするところではなく、広告物が必要以上に多数設置され、道路環境や景観に支障が生ずることのないよう十分配慮する必要がある。

- (3) 本通知に基づく地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物の占用の許可に当たっては、道路法、道路法施行令等に規定する占用の許可基準に加え、3(1)

の連絡協議会において広告物の取扱方針が策定された場合には、これに沿って当該地域における占用の適否を判断すること。ただし、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加については、その占用場所、構造等の特殊性にかんがみ、別に通知する取扱いによること。

- (4) (3)本文にかかわらず、従前から占用を許可しているもの又はイベントなどに伴い一時的に占用するもののいずれかであって、関係機関との調整を特に要しない軽微なものである場合には、取扱方針の策定を行うことなく、本通知の趣旨を踏まえ弾力的に取り扱うこととして差し支えない。
- (5) 本通知の対象となる広告物については、広告物が設置されることにより歩道の有効幅員が縮小するなど、道路の有する機能が従前に比べ著しく低下することのないよう道路上に設けられている他の工作物等に添加する形態のものであることを原則とする。ただし、3(1)の連絡協議会において特に必要と認められたときは、これ以外の形態の広告物を対象として差し支えない。
- (6) 本通知に基づく運用に当たっては、道路交通の安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、屋外広告物条例等による規制との整合、まちづくりの方向性との調和等を図ることが必要になることから、これらを十分踏まえた取扱方針となるよう配慮すること。特に、観光地、景勝地等自然景観の優れた地域、歴史的な街並みが形成されている地域など、道路と沿道とが一体となって良好な景観を形成している地域においては、広告物が設置されることにより、これらの景観を阻害することのないよう、取扱方針を策定して広告物の占用を認めることの可否を含め、関係機関と十分に検討することが必要であること。

また、限られた道路空間において地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物を設置できる活動主体及びその活動内容の調整に当たっては、まちづくりの方向性との調和、活動主体の要望等を踏まえ総合的な判断が求められることに留意されたい。

3 広告物の取扱方針の策定

- (1) 道路交通の安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整、許可手続の円滑化等を図るため、地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物の占用が予定される区域については、関係する道路管理者、警察署、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観担当部署、まちづくり担当部署等による連絡協議会を開催し、関係機関の合意により当該区域内における広告物の取扱方針を策定することができる。
- (2) 取扱方針の策定に当たっては、地域活動等の内容と整合がとれたものとするため、当該区域内の道路上に広告物を設置し広告料を活動費用の一部に充当して地域活動等を行うことを検討している活動主体の意見や計画を十分に把握すること。
- (3) 取扱方針には、連絡協議会を構成する関係機関等が当該取扱方針に沿って統一的な運用を行うとの合意のもと、次に掲げる事項のうち、連絡協議会が必要と認めるものを定めるものとする。
 - (ア) 取扱方針の対象とする区域、路線、道路の部分等に関する事項

- (イ) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等に関する事項
 - (ウ) 広告物の形態等に関する事項
 - (エ) 広告物の設置主体（占有主体）等に関する事項
 - (オ) 広告物の設置期間（占有期間）等に関する事項
 - (カ) 広告物の設置場所及び構造等に関する事項
 - (キ) 広告物の表示の内容、大きさ等に関する事項
 - (ク) 許可の条件、運用上の留意事項（広告料収支の公開方法、取扱方針の変更の手続等）、その他連絡協議会において必要と認める事項
- (4) 取扱方針を定めた場合においては、申請者等に対して当該取扱方針に定める事項を十分に周知するとともに、占有許可に当たっては、あらかじめ申請者から計画書等を徴することとし、当該取扱方針に適合するものであることを確認すること。
- (5) 取扱方針を定めた場合においては、地域活動等の内容との整合や他の活動主体との公平等の観点から、定期的に連絡協議会において取扱方針の運用状況等を検証するとともに、広告物の設置状況、地域活動等の状況、他の活動主体からの要望等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 その他

本通知に基づく運用に当たっては、標準取扱例を別途通知することとしているので、これを参考とすること。